

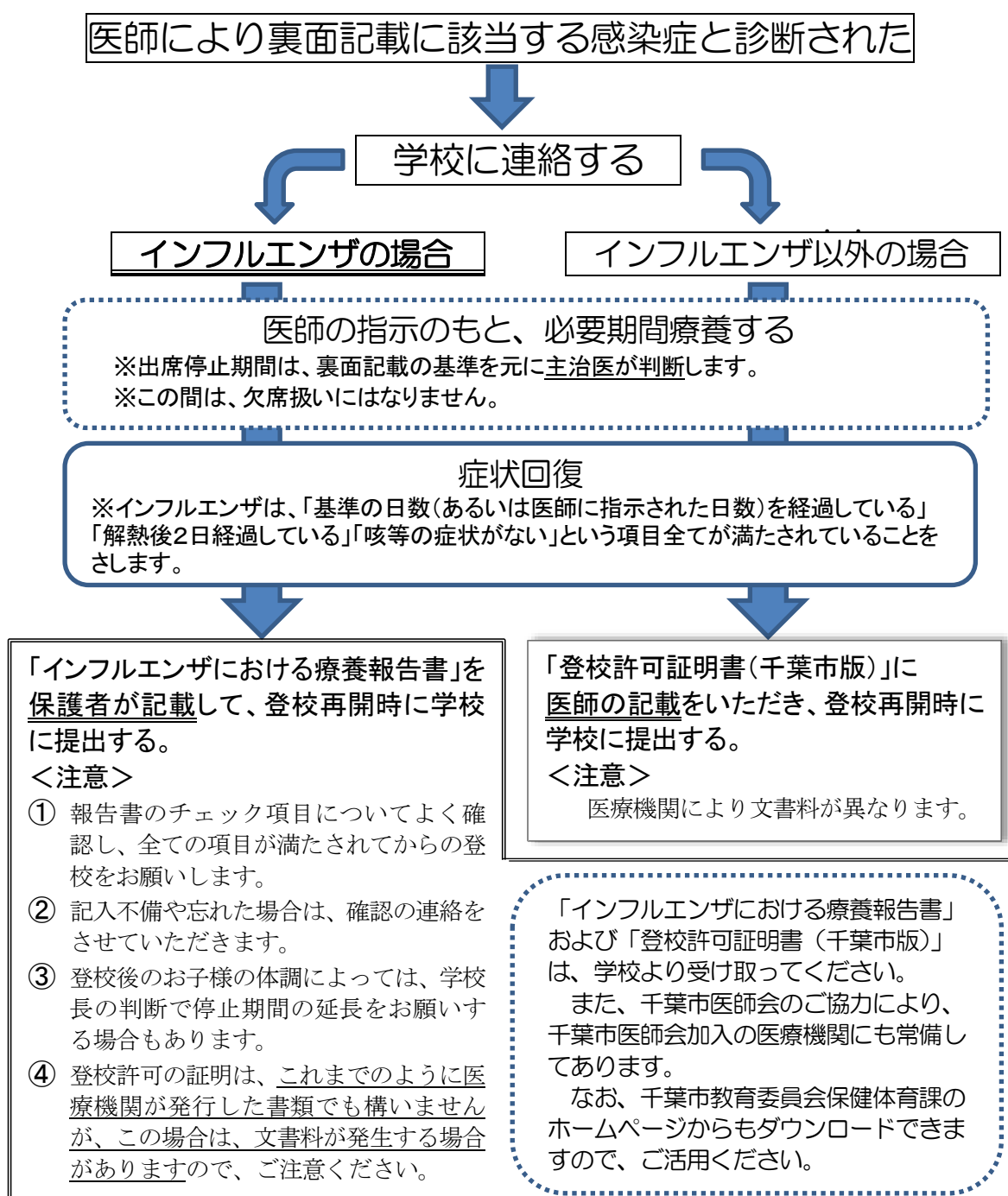
学校感染症による出席停止の手順について

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18・19条）に規定されております（裏面参照）。

医師により裏面記載の感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



(裏面あり)

学校感染症と出席停止の基準

疾患名	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
その他の感染症（	）

インフルエンザの場合の出席停止期間の目安表

※原則として最短でも5日間の療養が基準ですが、医師において感染のおそれがないと認める場合は、この限りではありません。

発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	平熱			
	出席停止	→				登校可能		
発熱	発熱	発熱	（解熱）	平熱	平熱			
	出席停止	→				登校可能		
発熱	発熱	（解熱）	平熱	発熱	（解熱）	平熱	平熱	
	出席停止	→						登校可能
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	
	出席停止	→						登校可能